

十九	八	七	六五	四	三	二	一	件成省
二十								平等十令国財
発行	振額最	払發	發	用振の法發号名				成を六年第債務
初期利	替低額	込行	行	等替條律行稱				十次年三月告省
利価	單面金	方		法項及の及び				六の七十發行告示
子率格	位金額	法		のび根及び適そ拠				八年と月号行示
日				記				八月お二月等第
								三に關三百六
と平年額平す額の振	五円三額金項律日機用	成社条二財十利						九月告日第七條
し成〇面成るの記替	万千面に第第本關を振十債第十政二付							示に發第十一
、十・金十。整載法	四金よ四九郵は受替三等一六融回							する行三項省令
次七二額六	百額る号十政日け法年の項年資							。し項令へ
の年パ百年	九で引に七公本る「法振法資							たの昭和
算一円七	十三受規号社銀もと律替律金							利規定
式月セに月	九千け定「法行のい第に							付定
に二ンつ二	億四す第へととう七關							國に五
よ十トき十	四百九る二平すし「十す							債基
り日百日	郵十成る、の五る							のづ
算を円	便四十。そ規号法							七
出支三	十九十八億							發年大
し払錢	貯条四							行、大
た期	金第年							條平蔵
	振の以へ							
	資三法							
	替適下平							
	一和二							

十
七
十
六
十
五
十
四

払
込
期
所
支
元
利
金
金
額
償
還
期
期
限
償
後
の
利
利
子
以

平
成
十
六
年
七
月
二
十
日
日
額
本
面
銀
金
十
行
額
八
支
の
百
年
百
日
百
円
利
子
、
年
を
そ
一
月
と
う
し
に
月
。
前
、
日
つ
二
き
十
百
月
支
各
及
月
支
び
間
払
七
に
期
月
屬
に
二
す
お
十
る
い
日

す
次
そ
が
金
る
号
の
銀
額
期
及
翌
行
を
日
び
営
休
支
に
第
業
業
払
つ
十
日
日
う
い
四
に
に
。
て
号
支
当
た
同
に
払
た
だ
じ
お
う
る
し
。
い
へ
と
、
て
以
き
支
規
下
は
払
定
、
期

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$